

令和5年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(2 月 13 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

令和5年度当初予算

	ページ
1 令和5年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	1
2 令和5年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】	2
3 令和5年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】	29
4 令和5年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】	31
5 令和5年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	33
6 令和5年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	34

議案（条例その他）

7 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要	35
8 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	36
9 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	38
10 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	40
11 かながわ男女共同参画推進プランの変更の概要	41

令和4年度2月補正予算（その1）

12 令和4年度2月補正予算（その1）の内容【福祉子どもみらい局関係】	44
13 令和4年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	45
14 令和4年度介護保険財政安定化基金会計2月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	46

令和4年度2月補正予算（その2）

15 令和4年度2月補正予算（その2）の内容【福祉子どもみらい局関係】	47
16 令和4年度一般会計2月補正予算（その2）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	48
17 令和4年度一般会計2月補正予算（その2）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	50

議案（令和4年度 条例その他）

18 神奈川県子ども・子育て基金条例の概要	51
19 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	53
20 神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例の概要	54
21 介護保険法施行条例の一部を改正する条例の概要	55

1 令和5年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				特定財源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	609,348	922,149	△312,801	28,225	25,000	34,252	521,871	
(項) 青少年費	609,348	922,149	△312,801	28,225	25,000	34,252	521,871	
(款) 民生費	346,350,132	341,618,421	4,731,711	24,346,506	555,000	20,470,689	300,977,937	
(項) 社会福祉費	16,099,498	17,042,598	△943,100	2,166,970	-	1,212,113	12,720,415	
(項) 障害福祉費	79,064,511	78,154,156	910,355	3,951,765	27,000	991,897	74,093,849	
(項) 老人福祉費	133,821,701	135,449,058	△1,627,357	8,005,227	513,000	11,275,031	114,028,443	
(項) 生活保護費	8,709,188	8,785,143	△75,955	5,330,245	-	60,547	3,318,396	
(項) 児童福祉費	108,655,234	102,187,466	6,467,768	4,892,299	15,000	6,859,880	96,888,055	
使途を指定しない 収入	-	-	-	-	-	71,221	△71,221	
(款) 教育費	66,004,297	66,090,742	△86,445	18,019,758	-	100,489	47,884,050	
(項) 私学振興費	66,004,297	66,090,742	△86,445	18,019,758	-	100,489	47,884,050	
一般会計 計	412,963,777	408,631,312	4,332,465	42,394,489	580,000	20,605,430	349,383,858	

(特別会計)

介護保険財政安定 化基金会計	5,801	5,801	0	
母子父子寡婦福祉 資金会計	1,381,731	877,992	503,739	

福祉子どもみらい 局 計	414,351,309	409,515,105	4,836,204	
-----------------	-------------	-------------	-----------	--

2 令和5年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 2款 総務費 11項 青少年費

- ・ 青少年対策企画調整費

4,405千円 【予算に関する説明書 90頁】

「神奈川県青少年問題協議会」において、青少年に関する総合的施策の重要事項の調査審議を行うほか、青少年育成功労者等の表彰を行うとともに、県いじめ再調査会を運営する。

一部(新) ・ 子ども・若者支援事業費

63,330千円 【予算に関する説明書 90頁】

ひきこもり等の当事者の社会参加を支援するため、新たに他者と交流可能な居場所を仮想空間（メタバース）上に試験的に設置し、外出せずに気軽に参加できるイベントを実施する。

また、SNSを活用した相談を実施するほか、ニート等の働くことに悩みを抱える若者を支援する「地域若者サポートステーション」を運営する。

- ・ 青少年人材養成費

10,038千円 【予算に関する説明書 90頁】

青少年の多様な体験学習の促進を図るため、青少年支援・指導者を育成するための研修を実施するとともに、その活動を支援する。

- ・ 青少年社会環境健全化推進費

5,660千円 【予算に関する説明書 90頁】

青少年の健全な育成を図るため、県、保護者、県民及び事業者が一体となって青少年を取り巻く社会環境の健全化を促進するとともに、青少年の喫煙・飲酒を防止する社会環境を整備するため、関係業界と協働して周知・啓発を行う。

- ・ 藤野芸術の家運営費補助

79,330千円 【予算に関する説明書 90頁】

民間貸付を行っている宿泊型体験活動施設である藤野芸術の家の管理運営に必要な経費を補助する。

- ・ 青少年センター事業費

48,085千円 【予算に関する説明書 90頁】

- ア 青少年文化活動等推進事業費

5,591千円

青少年への科学体験活動の普及・啓発を推進するとともに、県内の様々な企業や研究機関との連携を深め、先端科学を直接体験できる機会を創出する。また、演劇手法を活用した青少年支援に取り組む。

- イ 青少年相談等支援事業費

42,494千円

ひきこもり等の当事者や家族を支援するため「ひきこもり地域支援センター」で電話相談等を行うほか、医師・弁護士等の多職種支援チームにより、伴走支援を行う市町村等を支援する。また、NPOが実施する相談業務に対して補助を行う。

(2) 4款 民生費 1項 社会福祉費

- ・ 社会福祉施設職員退職手当共済費補助

1,312,621千円 【予算に関する説明書 100頁】

社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、退職手当金の支給財源として、(独)福祉医療機構に対して補助する。

- ・ 権利擁護推進事業費

260,751千円 【予算に関する説明書 100頁】

判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護を推進するため、福祉サービス利用に関する援助や、日常的な金銭管理の支援等を行う日常生活自立支援事業に対して補助する。また、成年後見制度の相談や法人後見の支援等を行うかながわ成年後見推進センターを運営する。

一部(新) ・ 地域福祉推進事業費

126,815千円 【予算に関する説明書 100頁】

福祉サービスの質の向上及び利用者のサービス選択を支援するため、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の運営等に対して補助する。また、「高齢」、「障がい」、「子ども」など、属性を問わない包括的な支援体制の円滑な運営を図るため、市町村の体制整備を支援するとともに、新たに重層的支援体制整備事業(多機関協働事業分)に要する経費を負担する。

- ・ 民生委員児童委員活動推進事業費
272,377千円 【予算に関する説明書 100頁】
民生委員・児童委員の活動の推進と、資質の向上を図るため、民生委員・児童委員の活動費を補助するほか、神奈川県民生委員児童委員協議会の活動に対して補助する。

- ・ みんなのバリアフリー街づくり推進事業費
5,043千円 【予算に関する説明書 100頁】
バリアフリーの街づくりの取組を推進するため、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通して、広く県民意見を収集するとともに、普及啓発事業を行う。また、カラーバリアフリー等の普及促進を図るため、事業者や施設管理者等を対象とした研修会を開催するほか、アドバイザーの派遣等を行う。

一部(新) ・ 共生社会推進事業費

42,280千円 【予算に関する説明書 100頁】

ア 障がい者文化芸術普及支援事業費

26,725千円

障がいの程度や状態にかかわらず、誰もが文化芸術を鑑賞・創作・発表できる機会を提供するため、「ともいきアート」として障がい者等のアート作品を創作・展示する場の創出等を行う。

イ 未来型障がい者就労支援等事業費

1,541千円

分身ロボットを活用し、障がい者を県職員として在宅任用する。

ウ 農福連携マッチング等支援事業費

3,544千円

障がい者による種まきや収穫、除草、片付けなどの就農体験会（お試しノウフク）を開催し、農家と障害福祉サービス事業所等のマッチングを促進する。

⑨エ 共生社会推進加速化事業費

4,634千円

あらゆる世代が障がいに対する理解を深めるため、共生の取組を県が団体と協働実施し、県民・団体・企業等の参加を促すとともに、障がい者をサポートするボランティア隊を新設し、障がい者と共に活動することで、共生社会を体感できる場の創出を図る。

⑨オ ともいきメタバース推進事業費

5,836千円

共生社会の実現に向けたメタバースの活用方法等について、障がい者やひきこもり経験者、学識経験者、行政による研究会を開催するとともに、試行的に障がい者が作成したアート作品などによるメタバース美術館を創設することにより、新たな社会との接点を増やす。

・ 手話言語普及推進事業費

18,919千円 【予算に関する説明書 100頁】

ろう者とろう者以外の者の相互理解を深めるため、手話講習会や手話普及推進イベント、県民意見反映手続に係る手話動画の作成及び県出先機関での遠隔手話通訳サービス等を行う。

一部⑨・ 福祉人材養成確保事業費

729,750千円 【予算に関する説明書 100頁】

地域生活移行にチャレンジする障がい者を支える福祉人材を確保するため、新たに大学生や他業種からの転職希望者、元気高齢者等に対して、それぞれの属性に応じた各種支援を行う。また、個々の介護事業所が抱える個別課題の解決を支援するため、新たに市町村が行う介護事業所の現任職員を対象とした講師派遣型研修事業に要する経費を補助する。

・ 介護職就職支援金貸付事業費補助

26,282千円 【予算に関する説明書 100頁】

介護・障害福祉分野における人材確保を推進するため、他業種で働いていた介護未経験者等が、一定の研修を修了することを条件として、就職する際の準備経費を貸し付ける県社会福祉協議会に対して補助する。

- ・ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費
 29,308千円 【予算に関する説明書 100頁】
 外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するため、留学生と受入介護施設等とのマッチング事業を行う。また、介護施設等が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対して補助する。
- ・ 災害時福祉支援体制整備費
 21,345千円 【予算に関する説明書 100頁】
 新型コロナウイルスの感染者が確認された社会福祉施設等への介護職員等の派遣調整を行うとともに、派遣に要する旅費等を負担する。また、大規模災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、神奈川県災害派遣福祉チームの設置や事務局体制の整備等を行い、要配慮者(高齢者や障がい者等)に対する必要な支援体制を確保する。
- 一部(新) ・ インクルーシブ保育・養育推進事業費
 1,014千円 【予算に関する説明書 100頁】
 効果的なインクルーシブ保育・養育を実現するため、有識者による検討会を開催する。
- ・ 中国残留邦人等援護費
 21,005千円 【予算に関する説明書 100頁】
 中国等からの永住帰国者の円滑な自立と生活を支援するため、身元引受人の派遣及び日本語学習、生活、就労相談などを行う。
- ・ 原爆被爆者援護対策費
 1,461,185千円 【予算に関する説明書 100頁】
 原子爆弾被爆者等の援護のため、医療特別手当、健康管理手当等の支給や、健康診断等を実施する。
- ・ 人権施策推進事業費
 43,945千円 【予算に関する説明書 101頁】
 人権がすべての人に保障される地域社会づくりを目指し、人権メッセージ展などの開催や啓発資料の作成・配布など幅広い人権啓発活動等を行うほか、性的マイノリティの当事者支援事業や、ヘイトスピーチ対策事業等を実施する。

一部(新) ・ 男女共同参画施策推進費

30,886千円 【予算に関する説明書 101頁】

男女共同参画社会の実現に向けて、「かながわ男女共同参画推進プラン」の推進に取り組み、中学・高校におけるライフキャリア教育を支援する。また、不安や課題を抱える女性一人ひとりに応じた支援につなげるため、総合相談窓口を設置し、電話やメールに加え、新たにSNSを活用した相談を実施する。

・ 配偶者等暴力対策事業費

107,688千円 【予算に関する説明書 101頁】

配偶者等からの暴力の被害者支援を総合的に推進するため、被害者の一時保護、同伴児へのケア及び被害者の自立支援事業を実施するほか、民間団体が行う心理専門職の配置等の先進的な取組に対して補助する。

・ 女性保護施設管理費

154,806千円 【予算に関する説明書 101頁】

ア さつき寮指定管理費

139,462千円

援助を必要としている女性を入所保護し、生活支援等を通じて自立支援を行うとともに、施設の管理運営を行う。

一部(新) ・ かながわ男女共同参画センター事業費

60,573千円 【予算に関する説明書 102頁】

女性の活躍を推進する社会的ムーブメントを拡大させるため、「かながわ女性の活躍応援団」による全体会議や取組紹介冊子の作成・配布を行うほか、男性が家事・育児に参画しやすい職場環境をつくるため、新たに企業等の経営層向けセミナーを実施する。

また、「配偶者暴力相談支援センター」として、DV相談（電話・面接・専門相談など）、DV防止啓発事業等を実施する。

(3) 4款 民生費 2項 障害福祉費

・ 障害者自立支援等給付費

63,956,022千円 【予算に関する説明書 103頁】

障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう支援するため、障害者総合支援法等に基づき、市町村が支弁する障害福祉サービス等に要する費用を負担する。

一部(新) ・ 障害者地域生活支援事業費

2,433,511千円 【予算に関する説明書 103頁】

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援するため、広域的、専門的な観点から、発達障害者支援センターの運営などの専門性の高い相談支援事業や人材育成等を行うとともに、地域生活支援事業を実施する市町村に対して補助する。また、地域における医療的ケア児等からの相談に対応するため、令和4年度に開設した、かながわ医療的ケア児支援・情報センターに地域相談窓口（ブランチ）を設置する。

・ とともに生きる社会推進事業費

40,711千円 【予算に関する説明書 103頁】

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～とともに生きる社会を目指して～」や憲章の理念を県民に浸透させるため、県内各地域でのイベント等において普及啓発事業を行う。

一部(新) ・ 意思決定支援普及・定着事業費

39,858千円 【予算に関する説明書 103頁】

意思決定支援の普及・定着のため、県内障害者支援施設に対して専門家を派遣する。また、「県版ガイドライン」に基づく意思決定支援の実践研修を行うとともに、研修参加に伴う代替職員等の経費の一部を補助する。

一部(新) ・ 障害福祉地域サービス推進事業費

599,001千円 【予算に関する説明書 103頁】

地域の実情に応じた障がい者の地域生活支援を推進するため、グループホームの設置及び運営に対する補助や地域活動支援センターの事業に対する補助のほか、新たに医療的ケア児を対象とした非常用電源装置等の購入費への補助など、市町村（政令市を除く）が実施する障がい者の地域生活支援関連事業に対して補助する。

- ・ 障害者地域活動支援事業費

218,214千円 【予算に関する説明書 103頁】

障がい者の職業生活における自立等を図るため、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の家庭や職場の訪問等により、就業、日常生活及び社会生活上の支援等を行う。

- ・ 障害福祉施設等感染症対策費

26,806千円 【予算に関する説明書 103頁】

同居する家族等が感染による医療機関への入院等で不在となった障がい者に対してサービス提供を維持するため、宿泊療養施設を運営するとともに、自宅を訪問し、支援する事業所に対して補助する。また、障害福祉サービス従事者の不安感を払拭するため、研修を行う。

- 一部 **新** ・ 障害福祉施設等地域サービス事業費

79,664千円 【予算に関する説明書 104頁】

障がい者の地域生活移行等を支える相談支援事業所の開設を促進するため、開設を検討する法人等を対象としたセミナーを開催するとともに、サポートデスクを開設し、フォローアップを行う。また、障がいを理由とする差別が解消し、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がい者差別に対応する相談体制の充実を図る。

- 一部 **新** ・ 県立障害福祉施設改革推進事業費

46,573千円 【予算に関する説明書 104頁】

当事者の意見を施設運営に反映するため、障がい当事者が施設を巡回し、職員や利用者との意見交換を行う。また、中井やまゆり園において、施設外に利用者の活動拠点を設置し、地域でのボランティア活動を行うなど、日中活動の充実を図る。

更に、県立障害者支援施設と民間事業所が連携して地域生活移行に向けた体制を構築した上で、民間事業所が日中活動支援等のサービスを提供した際にかかる費用等を補助する。

⑨ ・ 障害者地域生活移行推進事業費

63,791千円 【予算に関する説明書 104頁】

民間障害者支援施設からの地域生活移行を促進するため、入所者の地域生活移行を推進する県独自の研修を実施するとともに、人材を配置した障害者支援施設に対して補助する。また、施設に配置された県独自の専門人材と連携して地域生活移行に取り組むグループホーム等に対して補助を行う。

更に、障害者支援施設などの地域生活移行の取組を促進するため、障がい保健福祉圏域を単位とした、民間法人からの柔軟な発想による提案事業を募り、採択した提案事業に補助を行う。

・ 民間障害福祉施設整備費補助

119,119千円 【予算に関する説明書 104頁】

障がい者の地域生活の維持、継続を図るとともに、地域生活移行を促進するため、重度障がい者にも対応する日中活動の場及び住まいの場を新たに整備する事業者に対して補助する。

・ 障害福祉施設指定管理費

2,117,485千円 【予算に関する説明書 104頁】

ア 神奈川県ライトセンター指定管理費

305,976千円

視覚障がい者の社会参加を促進するため、点字、録音図書等の貸出しやスポーツ振興事業等を行うとともに、視覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。

イ 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費

158,330千円

聴覚障がい者の社会参加を促進するため、字幕入りビデオ等の貸出しや各種情報提供を行うとともに、聴覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。

- ウ 津久井やまゆり園指定管理費
307,154千円
- エ 芹が谷やまゆり園指定管理費
322,800千円
- オ 愛名やまゆり園指定管理費
283,668千円
- カ 厚木精華園指定管理費
207,557千円

障がい者に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスや診察等を行うほか、施設の管理運営を行う。

- キ 三浦しらとり園指定管理費
532,000千円

知的障がいのある児童及び障がい者に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスや診察等を行うほか、施設の管理運営を行う。

- ・ 在宅重度障害者等手当支給費
602,880千円 【予算に関する説明書 104頁】
障がい者福祉の増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。
- ・ 重度障害者医療給付事業費補助
5,001,210千円 【予算に関する説明書 104頁】
重度障がい者の健康の保持及び増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助する。
- ・ 盲ろう者支援事業費
9,363千円 【予算に関する説明書 104頁】
視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、盲ろう者支援センターを運営する。
- ・ 芹が谷やまゆり園整備維持管理費
13,942千円 【予算に関する説明書 104頁】
利用者が安心して安全に生活できる場所を確保するため、芹が谷やまゆり園の維持管理等を行う。

(4) 4款 民生費 3項 老人福祉費

- ・ 高齢者保健福祉計画等推進事業費

13,075千円 【予算に関する説明書 105頁】

ア 地域包括ケア推進事業費

6,887千円

地域包括ケアシステムを推進するため、県及び各保健福祉圏域の広域的な地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業研修会の開催、市町村への専門職派遣、地域包括支援センターの職員等に対する研修等を行う。

- ・ 認知症高齢者対策事業費

95,862千円 【予算に関する説明書 105頁】

認知症の人や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、医療と介護の連携の核となる認知症疾患医療センターの運営や、専門的医療の提供や日常生活を継続するための支援を充実する。また、オレンジパートナーをはじめとする認知症サポーターの活動支援、認知症本人大使による認知症理解のための「本人発信」を支援するなど、認知症施策を推進する。

- ・ 介護ロボット普及推進事業費

673,635千円 【予算に関する説明書 105頁】

介護施設職員等に対し、介護ロボットの活用現場を体験する機会を設けるとともに、介護施設等への介護ロボットやICTの導入に対して補助する。また、介護施設等を対象として介護ロボットやICTの導入に向けたオンラインセミナーを開催する。

- ・ 高齢者社会活動推進事業費

49,808千円 【予算に関する説明書 106頁】

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動経費に対して補助する。また、高齢者が地域支援事業の担い手になるために必要な知識を習得する研修を行う。

- ・ 介護・認知症未病改善プログラム事業費

9,030千円 【予算に関する説明書 106頁】

認知症未病改善のため、県民がコグニサイズに取り組みやすい環境づくりとして、フォローアップ講師を派遣するなど、コグニサイズの更なる普及・定着を推進する。

- ・ 軽費老人ホームサービス提供費補助

668,773千円 【予算に関する説明書 106頁】

身寄りのない高齢者や家族との同居が困難な高齢者を対象とする軽費老人ホームに入居する低所得者の負担を軽減するため、サービスの提供に要する費用に対して補助する。

- ・ 民間老人福祉施設整備費補助

560,696千円 【予算に関する説明書 106頁】

- ア 特別養護老人ホーム整備費補助

550,800千円

在宅での介護が困難な重度の要介護高齢者に介護を行う特別養護老人ホーム等の整備費用に対して補助する。

- ・ 介護施設整備費補助

9,053,423千円 【予算に関する説明書 106頁】

- 一部(新)ア 地域密着型サービス施設等整備費補助

2,388,372千円

市町村で提供される地域密着型サービスの強化等を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備、介護職員の宿舍の整備等に加え、新たに土地等所有者と介護施設を開設しようとする法人等のマッチングに係る経費に対して補助する。

- ・ 介護施設職員研修事業費

23,433千円 【予算に関する説明書 106頁】

- ア 生活支援コーディネーター養成研修事業費

7,360千円

地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するため、生活支援コーディネーター等に対し研修を行うとともに、助言等を行うアドバイザーを派遣する。

- ・ 介護施設等感染症対策費

54,506千円 【予算に関する説明書 106頁】

同居する家族等が感染により医療機関への入院等で不在となった軽症・無症状の高齢者に対してサービス提供を維持するため宿泊療養施設を運営するほか、陰性の高齢者の短期入所の受入れを促進するため、かかり増し経費を負担する。また、軽症・無症状または入院等が困難な者への訪問に係る経費等を負担する。

一部(新)・ 老人福祉諸費

75,729千円 【予算に関する説明書 106頁】

一部(新)ア ケアラー支援事業費

71,838千円

各種支援制度のはざまに陥りがちなケアラー（家族などを介護する人）を支援するため、相談窓口や支援専門員を設置するほか、ケアラーの居場所づくりを行う団体等に対して補助する。また、新たに若者ケアラー（概ね18～24歳）等への家事支援を行う。

・ 介護給付費負担金

109,183,857千円 【予算に関する説明書 106頁】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う介護給付、予防給付及び介護保険料の軽減措置並びに地域支援事業に要する経費の一部を負担する。

・ 介護保険事業者指定・指導監査等事業費

100,679千円 【予算に関する説明書 106頁】

ア 介護保険事業者指定・指導監査事業費

97,583千円

介護保険サービスを適切に提供するため、介護サービス事業者の適切な指定・指導を行うとともに、介護現場においてハラスメントが発生した場合の対応等に関する管理者向けの研修や法律相談を行う。また、介護サービス利用者のサービス選択を支援するため、事業者のサービスに関する情報を公表する。

・ 介護人材育成推進事業費

5,096千円 【予算に関する説明書 106頁】

たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成する際の課題に対応するため、実地研修先の確保や喀痰吸引等研修の受講を支援する。

(5) 4款 民生費 4項 生活保護費

・ 生活保護法施行事務費

179,789千円 【予算に関する説明書 107頁】

県保健福祉事務所での生活保護の適正な運営を図るため、生活保護の認定事務に係る各種調査を充実し、医療扶助に係る診療報酬明細書の点検等を実施するとともに、就労の機会を提供するなど、一人ひとりの生活保護受給者にとって必要な支援を行う。

- 生活福祉資金貸付事業費補助
56,647千円 【予算に関する説明書 107頁】
低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の経済的な自立や、在宅福祉等の促進を図るため、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に対して補助する。

一部 **新**

- 生活困窮者自立支援事業費
156,192千円 【予算に関する説明書 107頁】
自立支援相談機関の相談支援員が生活困窮者から相談を受け、就労等による自立に向けた支援を行う。また、進学や就職に困難を抱える若者たちを応援するため、NPO法人が行う進学等を応援する活動や、新たにアウトリーチによる寄り添い支援に対して補助する。
- 生活保護扶助費
8,280,521千円 【予算に関する説明書 107頁】
健康で文化的な最低限度の生活を保障し、県民生活の安心を支えるため、県所管域の生活困窮者に対して、生活保護法に基づき扶助費を支給する。
- 進学準備給付金
1,900千円 【予算に関する説明書 108頁】
貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を支援するため、県所管の福祉事務所管内（町村部）の生活保護世帯の子どもの大学等への進学時に、進学の際の新生活立ち上げ費用としての給付金を支給する。

(6) 4款 民生費 5項 児童福祉費

一部 **新**

- 児童相談所費
394,385千円 【予算に関する説明書 108頁】
児童相談所の維持運営を行うとともに、児童虐待に適切に対応し、再発防止を図るための保護者に対するカウンセリング等の専門支援体制や児童相談所における夜間、休日の緊急相談体制の整備、一時保護所への教育指導員の配置など、被虐待児童等の要保護児童の福祉の向上を図る。

ア 虐待防止対策推進事業費

60,725千円

児童虐待に適切に対応し、再発防止を図るため、保護者に対するカウンセリングや、医療機関による虐待事案への専門支援体制を整備する。

イ 児童虐待未然防止強化事業費

1,155千円

虐待の未然防止の一層の推進を図るため、しつけの体罰禁止を、幼児から大人まで幅広く普及・啓発する。

ウ 子どもの意見表明支援事業費

4,281千円

児童養護施設や児童相談所の一時保護所に入所している子どもたちが自ら意見表明できる機会を確保するため、子どもの意見をくみ取り代弁する取組を推進する。

⑧エ 子どもの権利擁護センター事業費

1,228千円

令和6年度に施行される改正児童福祉法により入退所時等の意思確認が義務化されるため、新たに準備検討会の開催及び意見表明支援員の養成研修を行う。

一部⑧・ 児童養護施設退所児童等支援事業費

133,388千円 【予算に関する説明書 108頁】

ア あすなろサポートステーション事業費

29,100千円

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ケアリーバー（児童養護施設等を退所した児童等）の自立を支える相談がより支援の専門性が求められる内容へと変化したため、専門職員を配置し、ケアリーバーの孤独・孤立を防止する。

イ 児童養護施設退所児童等支援事業費補助

90,599千円

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けている者が、退所する前に一定期間ひとり暮らしによる社会生活を体験するための費用の一部を補助する。

⑨ウ ケアリーバー支援事業費

9,540千円

ケアリーバーへの相談機能を強化するため、新たに県央地域に一時的な滞在場所及び相談室を設置する。

・ 里親制度推進費

75,923千円 【予算に関する説明書 108頁】

里親制度を推進するため、里親への相談支援、里親制度の普及啓発、委託調整の取組を強化する。また、「里親センター」を運営し、養子縁組に関する相談体制を整備する。

・ 未熟児等養育費

96,849千円 【予算に関する説明書 108頁】

出生時において、入院を必要とする未熟児が諸機能を回復することにより健やかな発育を促すために要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。

・ 育成医療給付費

10,724千円 【予算に関する説明書 108頁】

身体に障がいのある児童の早期治療による障がいの除去、軽減を図るために要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。

・ 小児特定疾病医療援護費

510,810千円 【予算に関する説明書 108頁】

治療が長期にわたり、医療費が高額となる小児慢性特定疾病について、医療費の一部を支給する。また、長期療養している小児慢性特定疾病児童等の成長とともに自立を支援するため、関連情報の発信を行うほか、児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、移行期医療支援コーディネーターを配置し、成人期への移行期医療の支援体制を整備する。

一部⑨・ 小児医療費助成事業費補助

6,000,086千円 【予算に関する説明書 108頁】

市町村が実施する小児医療費の助成制度に対して、通院した際の補助対象年齢を、これまでの就学前（6歳）までから、小学校卒業（12歳）まで引き上げた上で補助する。

・ 子どもの貧困対策推進事業費

17,734千円 【予算に関する説明書 108頁】

生活困窮のおそれの高いひとり親家庭が相談しやすい環境を整備するため、SNSを活用した相談を実施する。

一部⑨・ 次世代育成支援推進費

22,561千円 【予算に関する説明書 108頁】

計画改定や施策立案につなげるため、県内の子どもの貧困実態把握調査を行う。

・ 保育事業指導費

65,751千円 【予算に関する説明書 109頁】

ア 認可外保育施設フォローアップ事業費

11,199千円

無償化の対象となる認可外保育施設の質の確保・向上のため、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対し、継続的な助言指導を行う者を配置し、指導を強化する。

・ 安心こども交付金事業費

2,129,927千円 【予算に関する説明書 109頁】

ア 保育所整備等事業費

8,300千円

(ア) 保育所等緊急整備事業費補助

7,250千円

待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備等を支援する市町村に対して補助する。

(イ) 保育所緊急整備事業費補助（低年齢児特化型分園）

1,050千円

低年齢児（0～2歳）の受入れに重点化した保育所分園の設置等を支援する市町村に対して補助する。

イ 新たな子育て家庭支援事業費補助

216,018千円

(ア) 子育て世帯訪問等支援事業費補助

26,683千円

家事・育児等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に訪問支援員が家事・育児等の支援を行う。また、子どもとの関わり方や子育てに不安を抱えている子育て家庭に対してペアレントトレーニングを行う。

(イ) 子育て世帯レスパイト支援事業費補助

189,335千円

低所得世帯等の利用者負担を軽減するため、市町村が実施する子育て短期支援事業や一時預かり事業において、専従・専任職員の配置に要する費用等を補助する。

ウ 新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助

1,905,609千円

妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制を構築するため、市町村が実施する事業に対して補助する。

・ 認定こども園施設整備交付金事業費補助

880,628千円 【予算に関する説明書 109頁】

ア 認定こども園整備事業費補助（国庫対象）

873,128千円

認定こども園の施設整備を支援する市町村に対して補助する。

イ 幼稚園型認定こども園安全管理体制緊急整備費補助

7,500千円

幼稚園型認定こども園の安全管理体制を強化・充実するため、防犯カメラ等を設置する事業者に対して補助する。

エ 放課後児童健全育成事業費補助

6,377,087千円

保護者が仕事等により家庭にいない小学生に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブの運営と、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組む市町村に対して補助する。

オ 放課後児童健全育成事業費補助（投資）

156,350千円

放課後児童クラブの施設整備等を実施する市町村に対して補助する。

・ 地域少子化対策推進事業費

76,790千円 【予算に関する説明書 109頁】

結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に取り組むとともに、結婚新生活の経済的支援などに取り組む市町村に対して補助する。

一部⑨・ 保育対策支援事業費補助

1,044,986千円 【予算に関する説明書 109頁】

ア 保育補助者雇上強化事業費補助

18,672千円

保育所等における保育士の負担を軽減するため、短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な経費を補助する。

イ 保育体制強化事業費補助

223,869千円

地域の子育て経験者など多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続、離職防止を図る市町村に対して補助する。

⑨ウ 病児保育支援事業費補助

3,500千円

利用者の利便性を向上させるため、病児保育施設のICT化を進める市町村に対して補助する。

- ・ 保育緊急対策事業費補助
 137,308千円 【予算に関する説明書 109頁】
 県所管域の市町村と連携し、低年齢児（0歳）の保育所への受入促進や保育所における児童の健康管理等の取組の充実を図るため、事業に要した経費の一部を市町村に対して補助する。
- ・ 子ども・子育て支援人材確保育成事業費
 96,685千円 【予算に関する説明書 109頁】
 子ども・子育て支援新制度において重要な役割を担う保育士や保育教諭、放課後児童支援員などの人材の確保・育成のため、「かながわ保育士・保育所支援センター」の運営、各種研修事業等を実施する。
- ・ 地域限定保育士試験実施事業費
 64,880千円 【予算に関する説明書 109頁】
 国家戦略特区の活用により県独自の地域限定保育士試験を実施し、保育士を確保する。
- ・ 保育士確保推進事業費
 10,870千円 【予算に関する説明書 109頁】
 短時間から徐々にフルタイムに移行する働き方を支援するため、配置基準外の短時間勤務の保育士の雇用を支援する市町村（政令・中核市を除く）に対して補助する。また、新規保育士を確保するため、養成施設の学生と若手保育士の交流会を開催する。
- ・ 保育エキスパート等養成事業費
 80,025千円 【予算に関する説明書 109頁】
 一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、乳児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。
- ・ 私設保育施設等利用給付費負担金
 978,551千円 【予算に関する説明書 109頁】
 少子化対策のため、私設保育施設（認可外保育施設）や幼稚園の預かり保育等の利用料を負担する。

- ・ 児童相談所等感染症対策費
 3,000千円 【予算に関する説明書 109頁】
 児童相談所、児童相談所一時保護所及び県立児童福祉施設で必要となる衛生用品及び防護用品を購入する。
- ・ 認可外保育施設感染症対策費
 47,144千円 【予算に関する説明書 109頁】
 マスク及び手指消毒エタノール等にかかる経費を補助する。
- ・ 保育所等感染症対策費
 687,458千円 【予算に関する説明書 109頁】
 地域子ども・子育て支援事業において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために必要となる経費を補助する。また、県独自地域限定保育士試験及び放課後児童支援員認定資格研修を行う際に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じる。
- 一部⑨ ・ 子ども食堂支援事業費
 25,666千円 【予算に関する説明書 110頁】
 子ども食堂の活動継続を支援するため、新しい生活様式に対応した取組を行う子ども食堂運営者に協力金を支給する。また、子ども食堂同士のネットワーク化を推進するとともに、寄附受入や物流の調整を行うマッチングコーディネーターを新たに配置する。
- ・ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事設計費
 9,800千円 【予算に関する説明書 110頁】
- ⑨ ・ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費
 23,000千円 【予算に関する説明書 110頁】
 令和3年4月に中央児童相談所（所在地：藤沢市）と同一建物内に設置した大和綾瀬地域児童相談所について、令和7年度に所管区域内の綾瀬市の市有地「旧綾瀬市保健医療センター」へ移転するため、実施設計及び改修工事を実施する。

- ・ 児童保護措置費

4,355,616千円 【予算に関する説明書 110頁】

保護者のない児童又は保護者が監護することが適当でない児童について、民間児童福祉施設への入所措置等を行うことにより、被虐待児童等要保護児童の福祉の向上を図る。また、配偶者のない女子等とその監護すべき児童を母子生活支援施設に入所措置することにより、これらの者を保護するとともに、自立の促進のために、その生活を支援する。

- ・ 児童手当負担金

18,198,797千円 【予算に関する説明書 110頁】

児童を養育している者に対して市町村が支給する児童手当の一部を負担する。

- ・ 児童扶養手当給付費

864,968千円 【予算に関する説明書 110頁】

離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する。

- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業費補助

1,506,029千円 【予算に関する説明書 110頁】

市町村が実施するひとり親家庭等の医療費の助成制度に対し、その経費の一部を補助する。

- 一部^①・ 母子家庭等自立支援事業費

88,974千円 【予算に関する説明書 110頁】

- ア 母子家庭等就業支援事業費

15,045千円

経済的基盤が弱くコロナ禍の影響を受けやすい母子家庭の母等を対象に、就業相談や就業支援講習会等の就業支援を行うとともに、養育費相談支援や公正証書作成補助等による養育費の支払の履行確保に向けた支援を行う。

⑨イ ひとり親養育費確保支援事業費

6,000千円

離婚によるひとり親の養育費確保を支援するため、養育費の取決めや不払い時における強制執行に係る弁護士費用及び養育費保証契約費用に対して補助する。

(7) 11款 教育費 8項 私学振興費

・ 私立学校教職員等研修事業費

2,374千円 【予算に関する説明書 180頁】

私立学校教職員を対象に各種研修事業を実施するとともに、幼稚園の人材確保を支援するため、潜在幼稚園教員の復帰等を促進するための現場見学、就職相談会を実施する。

・ 私立学校経常費補助

42,751,134千円 【予算に関する説明書 180頁】

教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費及び特色ある教育、生理の貧困対策やヤングケアラーに関する周知・啓発などの取組に対して補助する。

ア 私立学校経常費補助（一般補助） 41,786,379千円

校種別補助額

高等学校	21,854,563千円
小・中・中等教育学校	9,237,661千円
幼稚園	8,463,166千円
専修・各種学校	1,689,604千円
特別支援学校	541,385千円

なお、特別補助は、以下のとおり。

イ 私立高等学校等教育改革推進費補助

524,228千円

教育の質の向上を図る私立学校に対して補助する。また、不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受入体制を整備している私立高等学校に対して補助する。

ウ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助

313,527千円

保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。

エ 私立幼稚園等地域開放推進費補助

127,000千円

地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対して補助する。

・ 私立学校振興資金利子補給費

7,225千円 【予算に関する説明書 180頁】

教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに、利子の一部を補給する。

・ 私立学校生徒学費緊急支援事業費

25,848千円 【予算に関する説明書 180頁】

保護者の失職や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立中学校等に対して補助するとともに、大規模災害により被災した児童・生徒に対しても引き続き支援を行う。

・ 私立幼稚園特別支援教育費補助

1,713,040千円 【予算に関する説明書 180頁】

障がいのある幼児とともに学び、ともに育つ保育を推進するため、障がいのある幼児を受け入れる幼稚園に対して補助する。

・ 私立幼稚園施設整備費等補助

281,986千円 【予算に関する説明書 180頁】

幼児教育の質の向上に必要な遊具等の整備や職員の業務負担を軽減するための費用、認定こども園への移行に係る事務負担軽減や耐震化工事のための費用の一部を補助する。

- 私立幼稚園利用給付費負担金
 4,172,616千円 【予算に関する説明書 181頁】
 少子化対策のため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）の利用料を負担する。
- 高等学校等就学支援事業費
 9,861,458千円 【予算に関する説明書 181頁】
 家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校生等に対して就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する。
- 私立高校生等奨学給付金事業費
 602,256千円 【予算に関する説明書 181頁】
 生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。
- 私立高等学校等生徒学費補助金
 3,379,746千円 【予算に関する説明書 181頁】
- 私立専修学校高等課程生徒学費補助金
 121,750千円 【予算に関する説明書 181頁】
 私立高校等に通う家庭の経済的負担軽減のため、年収約700万円未満の世帯及び年収約800万円未満の多子世帯（15歳以上23歳未満の扶養している子が3人以上いる世帯）の授業料並びに住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を継続する。
- 外国人学校生徒等支援事業費
 177,051千円 【予算に関する説明書 181頁】
 外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助する。
- 私立専門学校修学支援負担金
 1,190,422千円 【予算に関する説明書 181頁】
 少子化対策のため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免）を着実に実施する。

- ・ 私立学校教職員退職金制度補助金
953,619千円 【予算に関する説明書 181頁】
私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助する。

- ・ 公私立学校協調事業費
3,300千円 【予算に関する説明書 181頁】
公私立高等学校による協調事業の一環として、神奈川の高校の魅力をアピールするとともに、中学生の志望校決定の一助とするため、「神奈川の高校展」を開催する。また、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図る「仕事のまなび場」事業を実施する。

- 一部(新) ・ 私立学校国際化推進事業費
13,400千円 【予算に関する説明書 181頁】
グローバル人材の育成に向けて国際バカロレア認定取得に関心のある私立学校に対し、既に認定を取得している学校の公開授業や職員同士の意見交換会等を開催し、認定取得を支援する。また、新たに在外教育施設における教員の確保等に係る経費を私立学校に交付する。

3 令和5年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(既設定及び新規設定)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	年 割 額	左の財源内訳										一 般 財 源
			特 定 財 源			一 般 財 源							
			国 庫 支 出 金	県 債	そ 他								
4 民生費	5	千円 23,000	千円 -	千円 -	千円 -	千円 23,000	千円 -	千円 -	千円 23,000	千円 23,000	千円 -	% 4	
5 児童福祉費	6	564,000	-	-	-	564,000	-	-	-	-	564,000	-	
大和綾瀬地域児童 相談所移転工事費	計	587,000	-	-	-	587,000	-	-	23,000	23,000	564,000	4	

(変 更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 年 度 支 出 予 定 額	当 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	繼 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一 般 財 源
				特 定 財 源									
				国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他							
2 総務費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
11 青少年費 青少年センター 舞台用エレベーター 改修工事費	4	補正前 の額	59,000	-	44,000	-	15,000	-	59,000	-	59,000	-	63
		補正 の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		補正後 の額	59,000	-	44,000	-	15,000	-	59,000	-	59,000	-	63
	5	補正前 の額	34,000	-	-	-	34,000	-	-	34,000	34,000	-	37
		補正 の額	-	-	25,000	-	△25,000	-	-	34,000	34,000	-	37
		補正後 の額	34,000	-	25,000	-	9,000	-	-	34,000	34,000	-	37
	計	補正前 の額	93,000	-	44,000	-	49,000	-	59,000	34,000	93,000	-	100
		補正 の額	-	-	25,000	-	△25,000	-	59,000	34,000	93,000	-	100
		補正後 の額	93,000	-	69,000	-	24,000	-	59,000	34,000	93,000	-	100
4 民生費													
5 児童福祉費 大和綾瀬地域児 童相談所移転工 事設計費	4	補正前 の額	8,000	-	7,000	-	1,000	-	8,000	-	8,000	-	45
		補正 の額	-	-	-	-	-	-	8,000	-	8,000	-	45
		補正後 の額	8,000	-	7,000	-	1,000	-	8,000	-	8,000	-	45
	5	補正前 の額	9,800	-	-	-	9,800	-	-	9,800	9,800	-	55
		補正 の額	-	-	8,000	-	△8,000	-	-	9,800	9,800	-	55
		補正後 の額	9,800	-	8,000	-	1,800	-	-	9,800	9,800	-	55
	計	補正前 の額	17,800	-	7,000	-	10,800	-	8,000	9,800	17,800	-	100
		補正 の額	-	-	8,000	-	△8,000	-	8,000	9,800	17,800	-	100
		補正後 の額	17,800	-	15,000	-	2,800	-	8,000	9,800	17,800	-	100

4 令和5年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(既設定及び新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	千円	
女性保護施設さつき寮指定管理費	1,442,160	前年度末までの支出(見込)額	平成27年度～令和4年度	1,021,748	特定財源	国庫支出金	187,936
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和7年度	420,412		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	232,476
(一財)神奈川県厚生福利振興会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	1,870,919	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和16年度	861,934		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	861,934
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	2,824,869	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和6年度	2,824,869		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	2,824,869
ライトセンター指定管理費	1,529,880	前年度末までの支出(見込)額	令和2年度～令和4年度	606,709	特定財源	国庫支出金	54,567
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和7年度	917,928		県 債	—
						そ の 他	5,910
						一般財源	857,451
聴覚障害者福祉センター指定管理費	791,650	前年度末までの支出(見込)額	令和2年度～令和4年度	316,660	特定財源	国庫支出金	66,381
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和7年度	474,990		県 債	—
						そ の 他	45
						一般財源	408,564
津久井やまゆり園指定管理費	1,535,770	前年度末までの支出(見込)額	令和4年度	—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和9年度	1,535,770		県 債	—
						そ の 他	1,290
						一般財源	1,534,480
芹が谷やまゆり園指定管理費	1,614,000	前年度末までの支出(見込)額	令和4年度	—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和9年度	1,614,000		県 債	—
						そ の 他	2,835
						一般財源	1,611,165
愛名やまゆり園指定管理費	2,808,058	前年度末までの支出(見込)額	平成27年度～令和4年度	1,957,504	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和7年度	851,004		県 債	—
						そ の 他	2,709
						一般財源	848,295

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
厚木精華園指定管理費	2,051,669	前年度末までの支出(見込)額	平成27年度～令和4年度	1,428,998	特定財源	国庫支出金	—
						県債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和7年度	622,671		その他	3,120
						一般財源	619,551
三浦しらとり園指定管理費	2,408,690	前年度末までの支出(見込)額	令和4年度	—	特定財源	国庫支出金	—
						県債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和9年度	2,408,690		その他	2,100
						一般財源	2,406,590
芹が谷やまゆり園整備維持管理費	4,158,942	前年度末までの支出(見込)額	令和元年度～令和4年度	2,855,247	特定財源	国庫支出金	—
						県債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和18年度	414,408		その他	—
						一般財源	414,408

5 令和5年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 介護保険財政安定化基金	5,801	5,801	0

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 介護保険財政安定化費	5,801	5,801	0	—	—	5,801	—

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
財産運用収入	5,800	5,800	0	基金運用利子
預金利子	1	1	0	

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
基金積立金	5,801	5,801	0	

6 令和5年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入) (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 母子父子寡婦福祉資金収入	1,381,731	877,992	503,739

(歳出) (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金	1,381,731	877,992	503,739	-	-	476,424	905,307

(2) 歳入の主な内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
貸付金返納	457,687	441,850	15,837	母子父子寡婦福祉資金貸付金返納
一般会計繰入金	16,804	16,778	26	
繰越金	905,307	417,853	487,454	

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
母子父子寡婦福祉資金貸付金	350,000	366,088	△ 16,088	
貸付事務費	19,193	18,729	464	
一般会計繰出金	40,307	-	40,307	
元金	81,100	-	81,100	
予備費	891,131	493,175	397,956	

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
(単位：千円)

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
母子父子寡婦福祉資金会計	3,283,493	3,283,493	-	81,100	3,202,393
1 その他	3,283,493	3,283,493	-	81,100	3,202,393
(1) 枠外債	3,283,493	3,283,493	-	81,100	3,202,393

7 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、園児の所在確認と送迎バスへの安全装置の装備を義務付ける規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、子どもの通園等の子どもの移動のために自動車を運行する場合にあっては、点呼等による児童の所在確認を行うとともに、子どもの通園を目的とした自動車を運行する場合にあっては、ブザー等の装置を設置しなければならない旨の規定を追加する。(第2条第10項関係)

イ その他所要の規定の整備を行う。(第2条第1項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

送迎車両へのブザー等の設置に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。

8 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設における児童の安全の確保を図るための安全計画の策定等に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童福祉施設において、設備の安全点検等についての安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。（第 12 条の 3 関係）

イ 保育所及び児童発達支援センター等の特有の設備・専従の人員について、各施設の業務に支障がない場合に限り共用可能とする旨を規定する。（第 8 条、第 81 条及び第 87 条関係）

ウ 障害児入所施設及び児童発達支援センターに加え、他の児童福祉施設においても、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対する研修及び訓練の実施等に努めなければならない旨の規定を追加する。（第 12 条の 5 関係）

エ 障害児入所施設及び児童発達支援センターに加え、他の児童福祉施設においても、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する旨を規定する。（第 13 条関係）

オ 保育所において看護師等を保育士とみなすことについて、乳児の在籍人数の要件を削除する。また、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受ける体制を確保する旨を規定する。（附則第 11 項関係）

カ 懲戒に係る権限の濫用禁止を削除する旨を規定する。（第 11 条関係）

キ 児童福祉施設において、児童の施設外での活動等の移動のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うとともに、保育所及び児童発達支援センターにおいて、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の装置を設置しなければならない旨の規定を追加する。（第 12 条の 4 関係）

ク その他所要の規定の整備を行う。(第12条、第12条の6、第14条関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(2)カは公布の日。

イ 経過措置

安全計画の策定等に係る義務規定並びに保育所及び児童発達支援センターに対する送迎車両へのブザー等の設置に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする等、所要の経過措置を設ける。

9 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害児の安全の確保を図るための安全計画の策定等に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 障害児の安全を確保するための安全計画の策定、必要な措置の実施、従業者への周知、研修及び訓練の定期的実施に係る規定を追加するとともに、保護者に対し安全計画に基づく取組の周知及び安全計画の定期的見直しに係る規定を追加する。（第41条の2、第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9、第89条関係）

イ 障害児の移動のために自動車を運行する際の乗降時における点呼その他障害児の所在を確実に把握することができる方法による所在の確認に係る規定を追加するとともに、児童発達支援事業者、医療型児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者が障害児の送迎のために日常的に自動車を運行する場合における当該自動車へのブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置の設置及び当該装置による所在の確認に係る規定を追加する。（第41条の3、第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9、第89条関係）

ウ 児童発達支援事業所及び医療型児童発達支援事業所において、当該事業所に入所する障害児と保育所等に入所等する児童とを交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該事業所の従業者に保育所等に入所等する児童の保育に併せて従事させることができる規定を追加する。（第6条第9項、第7条第9項、第56条第3項、第63条第4項関係）

エ 児童発達支援センターの管理者の懲戒に係る権限の乱用禁止に係る規定を削除する旨を規定する。（第47条、第55条の5、第71条関係）

オ その他所要の規定の整備を行う。（第52条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日。ただし、児童発達支援センターの管理者の懲戒に係る権限の乱用禁止規定の削除については公布の日。

イ 経過措置

安全計画の策定等に係る義務規定及び児童発達支援事業者等に対する送迎車両へのブザー等の設置に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。

10 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害児の安全の確保を図るための安全計画の策定等に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 障害児の安全を確保するための安全計画の策定、必要な措置の実施、従業者への周知、研修及び訓練の定期的実施に係る規定を追加するとともに、安全計画の定期的見直しに係る規定を追加する。（第38条の2、第58条関係）

イ 障害児の移動のために自動車を運行する際の乗降時における点呼その他障害児の所在を確実に把握することができる方法による所在の確認に係る規定を追加する。（第38条の3、第58条関係）

ウ 管理者の懲戒に係る権限の乱用禁止に係る規定を削除する旨を規定する。（第44条、第58条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日。ただし、管理者の懲戒に係る権限の乱用禁止規定の削除については公布の日。

イ 経過措置

安全計画の策定等に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。

11 かながわ男女共同参画推進プランの変更の概要

(1) かながわ男女共同参画推進プランの性格

男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画として、2003（平成15）年度に策定し、その後、2008（平成20）年3月、2013（平成25）年3月、2018（平成30）年3月の3度にわたり改定を行ってきたが、現行のかながわ男女共同参画推進プランは、2022（令和4）年度で最終年度を迎える。

併せて、2018（平成30）年3月の改定から、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨に資する部分については、同法に基づく推進計画として位置付けている。

(2) 変更の趣旨

これまで、かながわ男女共同参画推進プランを基に、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできたが、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、ワーク・ライフ・バランスの取りにくさ、DVや性暴力の被害、ひとり親世帯等の経済的困窮など、依然として様々な課題がある。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、雇用環境の悪化や外出自粛に伴うDVの増加懸念、休校や在宅勤務に伴う家庭生活の負担増加等、女性に深刻な影響を及ぼした。根強い固定的な性別役割分担意識等をはじめとして、こうした女性への深刻な影響の根底には、平時において男女共同参画が進んでいなかったことがあり、それが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により顕在化したと指摘されている。

こうした課題や社会環境の変化、関係法令の施行等を踏まえ、かながわ男女共同参画推進プランの変更を行う。

(3) 変更の経緯と提案理由

令和4年5月17日に神奈川県男女共同参画審議会（岩田 喜美枝会長）に諮問を行い、同年9月に変更の素案をまとめ、10月から11月にかけて県民参加等を実施した。その後、改定案を作成し、同審議会等の意見を伺いながら検討を進め、令和5年1月20日に同審議会から答申をいただき、変更の最終案を作成した。

については、かながわ男女共同参画推進プランを、別冊のとおり変更したいので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案するものである。

(4) かながわ男女共同参画推進プラン（定県第43号議案別冊）の概要

ア 計画期間

2023（令和5）年度～2027（令和9）年度（5年間）

イ 基本目標

「すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ」
男らしさ、女らしさを強制されず、それぞれが個々人の力に見合った働き方や生き方を実現し、生きづらさが解消された社会である「ジェンダー平等社会」の実現をめざす。

ウ 基本理念

県は、ジェンダー平等社会をめざして、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、当事者目線に立ち、施策を遂行する。

(ア) 人権の尊重

性別（※）による権利侵害や差別を受けず、すべての人が個人の力を発揮できるようにすること

(イ) あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、すべての人が性別（※）にかかわらず意思決定過程に共同して参画できるようにすること

(ウ) ワーク・ライフ・バランスの実現

すべての人が、多様で柔軟な働き方等を通じて、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

(エ) 固定的な性別役割分担意識等の解消

性別（※）による固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、社会のあらゆる活動においてすべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

※ 「性別」には、男女に限らず、すべての性自認を含む。

エ 重点目標と施策の基本方向

各種課題を踏まえるとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組む。

(ア) 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

- ・ 政策・方針決定過程における女性の参画
- ・ あらゆる分野における女性の活躍促進

- ・ 家庭・地域活動への男性の参画
 - (イ) 重点目標 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
 - ・ 職業生活における活躍支援
 - ・ 働き方改革と多様なワークスタイルの推進
 - (ウ) 重点目標 3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし
 - ・ あらゆる暴力の根絶
 - ・ 困難を抱えた女性等に対する支援
 - ・ 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援
 - ・ 防災・復興における男女共同参画の推進
 - (エ) 重点目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
 - ・ 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革
 - ・ 子ども・若者に向けた意識啓発
 - ・ 育児・介護等の基盤整備
 - (オ) 重点目標 5 推進体制の整備・強化
 - ・ 多様な主体との協働
 - ・ ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進
 - ・ 進行管理
- (5) かながわ男女共同参画推進プランの変更の決定
本議案の議決の後に、施策例等を加え、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」として決定する。

12 令和4年度2月補正予算（その1）の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	947,853	△29,770	918,083	△9,619	△53,000	—	32,849	
(項) 青少年費	947,853	△29,770	918,083	△9,619	△53,000	—	32,849	青少年センターホール天井等改修工事費 △17,335 維持運営費 △5,505
(款) 民生費	369,679,810	12,845,968	382,525,778	3,466,096	△20,000	6,017,050	3,382,822	
(項) 社会福祉費	17,356,728	△1,370,770	15,985,958	△966,538	—	△570,887	166,655	福祉人材養成確保事業費 △984,341 介護職就職支援金貸付事業費補助 △97,228
(項) 障害福祉費	80,466,508	△789,180	79,677,328	△189,700	—	△36,115	△563,365	障害者自立支援等給付費 △496,094 障害福祉施設職員等処遇改善事業費補助 △119,053
(項) 老人福祉費	148,289,826	4,257,501	152,547,327	△228,186	△18,000	6,827,012	△2,323,325	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金返納金 8,894,986 介護給付費負担金 △3,875,554
(項) 生活保護費	20,564,064	828,790	21,392,854	967,145	—	—	△138,355	生活福祉資金貸付事業費補助 1,001,835 生活困窮者自立支援事業費 △40,480
(項) 児童福祉費	103,002,684	9,919,627	112,922,311	3,883,375	△2,000	△514,083	6,552,335	子ども・子育て基金積立金 8,000,000 安心子ども基金積立金 4,104,917
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	311,123	△311,123	
(款) 教育費	67,034,811	△1,616,819	65,417,992	△595,713	—	—	△1,021,106	
(項) 私学振興費	67,034,811	△1,616,819	65,417,992	△595,713	—	—	△1,021,106	私立学校経常費補助 △693,628 高等学校等就学支援事業費 △550,009
一般会計 計	437,662,474	11,199,379	448,861,853	2,860,764	△73,000	6,017,050	2,394,565	

(特別会計)

介護保険財政安定化基金会計	5,801	△5,653	148	基金積立金
母子父子寡婦福祉資金会計	877,992	—	877,992	

福祉子どもみらい局計	438,546,267	11,193,726	449,739,993	
------------	-------------	------------	-------------	--

【議案（令和4年度予算）8～9頁 定県第144号議案】

13 令和4年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 民生費			3,357,153
	1 社会福祉費		8,808
		福祉人材養成確保事業費	8,808
	2 障害福祉費		8,658
		障害者地域活動支援事業費	8,658
	3 老人福祉費		3,321,258
		介護ロボット普及推進事業費	4,404
		民間老人福祉施設運営費補助	2,875,654
		介護施設整備費補助	415,680
		介護保険事業者指定・指導監査等事業費	25,520
	5 児童福祉費		18,429
		厚木児童相談所新築工事推進費	18,429

【予算に関する説明書（令和4年度）149～151頁】

14 令和4年度介護保険財政安定化基金会計2月補正予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険財政安定化基金	5,801	△ 5,653	148

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 介護保険財政安定化費	5,801	△ 5,653	148	—	—	△ 5,653	—

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
財産運用収入	5,800	△ 5,653	147	基金運用利子

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
基金積立金	5,801	△ 5,653	148	

15 令和4年度2月補正予算（その2）の内容【福祉子どもみらい局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	918,083	24,086	942,169	15,464	—	—	8,622	
(項) 青少年費	918,083	24,086	942,169	15,464	—	—	8,622	
(款) 民生費	382,525,778	276,300	382,802,078	260,991	—	—	15,309	
(項) 社会福祉費	15,985,958	—	15,985,958	—	—	—	—	
(項) 障害福祉費	79,677,328	26,276	79,703,604	17,469	—	—	8,807	
(項) 老人福祉費	152,547,327	—	152,547,327	—	—	—	—	
(項) 生活保護費	21,392,854	250,024	21,642,878	243,522	—	—	6,502	
(項) 児童福祉費	112,922,311	—	112,922,311	—	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	65,417,992	278,733	65,696,725	86,708	—	—	192,025	
(項) 私学振興費	65,417,992	278,733	65,696,725	86,708	—	—	192,025	
一般会計 計	448,861,853	579,119	449,440,972	363,163	—	—	215,956	

（特別会計）

介護保険財政安定化基金会計	148	—	148	
母子父子寡婦福祉資金会計	877,992	—	877,992	

福祉子どもみらい局計	449,739,993	579,119	450,319,112	
------------	-------------	---------	-------------	--

16 令和4年度一般会計2月補正予算（その2）歳出の事業

【福祉子どもみらい局関係】

(1) 2款 総務費 11項 青少年費

一部(新)・結婚支援推進事業費

24,086千円

【予算に関する説明書（令和4年度 その2） 10頁】

結婚に向けた機運醸成を図るため、新たに市町村等と連携したイベントを開催するとともに、結婚支援コンシェルジュを配置し、市町村や結婚を希望する方を支援する。

(2) 4款 民生費 2項 障害福祉費

・ 障害福祉施設先進技術活用促進事業費

19,734千円

【予算に関する説明書（令和4年度 その2） 13頁】

障害者支援施設等における職員の負担軽減や業務の効率化及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ICT及びロボット等の導入に対して補助する。

・ 民間障害福祉施設整備費補助

6,542千円

【予算に関する説明書（令和4年度 その2） 13頁】

災害時における障害福祉施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備の整備を行う事業者に対して補助する。

(3) 4款 民生費 4項 生活保護費

・ 保護施設等感染症対策費

250,024千円

【予算に関する説明書（令和4年度 その2） 13頁】

コロナ禍における生活困窮者を支援するため、市町村と民間団体の連携によるプラットフォームの設置や、自立相談支援機関等の相談員の増員等に対して、補助する。

(4) 11款 教育費 8項 私学振興費

・ 私立学校経常費補助

105,317千円

【予算に関する説明書（令和4年度 その2） 21頁】

私立学校における新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、必要となる保健衛生用品の購入等に補助する。

・ 私立幼稚園等感染症対策費補助

173,416千円

【予算に関する説明書（令和4年度 その2） 21頁】

私立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、必要となる保健衛生用品の購入等に補助する。

【議案（令和4年度予算 その2） 5～6頁 定県第174号議案】

17 令和4年度一般会計2月補正予算（その2）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			24,086
	11 青少年費		24,086
		結婚支援推進事業費	24,086
4 民生費			267,081
	2 障害福祉費		26,276
		障害福祉施設 先進技術活用促進事業費	19,734
		民間障害福祉施設 整備費補助	6,542
	4 生活保護費		240,805
		保護施設等感染症対策費	240,805
11 教育費			278,733
	8 私学振興費		278,733
		私立学校経常費補助	105,317
		私立幼稚園等 感染症対策費補助	173,416

18 神奈川県子ども・子育て基金条例の概要

(1) 制定の趣旨

子どもが健やかに成長し、県民が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指し、子ども・子育て施策の推進に必要な資金を積み立てるため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 趣旨（第1条）

この条例は、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県子ども・子育て基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 設置（第2条）

県は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するための施策に必要な資金を積み立てるため、神奈川県子ども・子育て基金（以下「基金」という。）を設置する。

ウ 積立額（第3条）

基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

(ア) 県の資金

(イ) 基金の趣旨に添う寄附金

(ウ) 基金の運用から生ずる収益金

エ 運用（第4条）

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

オ 繰替運用（第5条）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

カ 運用益金の処理（第6条）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

キ 処分（第7条）

基金は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

ク 委任（第8条）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(3) 施行期日

公布の日

19 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令により、懲戒に関する規定が削除されたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 懲戒に係る権限の濫用禁止する規定を削除する。(第21条関係)

イ その他所要の規定の整備を行う。(第10条第3項関係)

(3) 施行期日

公布の日

20 神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和3年度に行った条例の見直しに伴い、ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、手話を必要とするろう者の手話習得を位置付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 手話を使用する者に関する規定の整理

条例が触手話や接近手話といった手話を使用する者（盲ろう者）を含むことの明確化を図る。（第2条関係）

イ 手話を必要とする者の手話の習得等についての追記

ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、手話の使用を必要とする者（ろう児やその保護者等を含む。）が手話を習得できることや使用に係る機会が確保されること、また、手話が受け継がれるべき言語であることについて追記する。（第3条関係）

ウ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の趣旨の反映、明確化等

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の公布等を踏まえ、手話の普及にあたり、神奈川県手話推進計画の立案に関する当事者（ろう者、手話通訳を行う者その他の手話を使用する者）の参画や市町村への支援等、関連規定への趣旨の反映、明確化を図る。（第4条、第5条、第8条関係）

(3) 施行期日

公布の日

21 介護保険法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

登録試験問題作成機関（公益財団法人社会福祉振興・試験センター）における試験問題作成事務手数料の引下げを踏まえ、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の額を次のとおりとする。（別表1の項関係）

改 正	現 行
1,400円	1,800円

(3) 施行期日

令和5年4月1日